
文化のためのアジェンダ21

UCLG（都市・自治体連合）



Ajuntament de Barcelona
Institut de Cultura



United Cities and Local Governments
Cités et Gouvernements Locaux Unis
Ciudades y Gobiernos Locales Unidos



culture 21

Agenda 21 for culture
Agenda 21 de la cultura
Agenda 21 de la cultura



Mitsubishi UFJ Research and Consulting

「文化のためのアジェンダ21」は、都市および地方自治体による文化発展事業のための基盤を構築する必要があるという世界的な使命を記した、最初の文書である。

「文化のためのアジェンダ21」は、人権、文化的多様性、持続可能性、参加型民主主義、平和のための条件確立を正式な理念にするという、全世界の都市および地方自治体の合意によって生まれた。「文化のためのアジェンダ21」は、第1回世界文化フォーラム (Universal Forum of Cultures) の一環として2004年5月8日にバルセロナで開催された、4th Forum of Local Authorities for Social Inclusion of Porto Alegre (第4回ポルトアレグレ・社会的包摂に関する地方自治体フォーラム (仮訳)) において承認された。

都市・自治体連合 (United Cities and Local Governments: UCLG) は、「文化のためのアジェンダ21」を、文化についての同機関のプログラムの参考資料として採用し、承認後のプロセスのコーディネーター役を担うこととなった。UCLGの「文化委員会」は2005年6月9日に北京で設立され、文化をその発展プロセスの核とする、都市、地方自治体およびネットワークが集う場となっている。

それぞれの議会において「文化のためのアジェンダ21」を支持している都市および地方自治体の数は全世界で増加している。このプロセスに対する、国際的組織、各国の政府ならびに市民社会団体の関心が高まっている。

あなたの自治体で「文化のためのアジェンダ21」を採択する方法

地方自治体における「文化のためのアジェンダ21」の正式採択はきわめて意義深いものである。正式採択は、都市政策において、文化が主要な役割を担うための取り組みを市民と一体になって行うという意志を表明し、さらに世界の都市および地方自治体の連帯と協力を示すものとなるからである。

「文化のためのアジェンダ21」を採択するために一般的に行われている形態は、ウェブサイトに掲載されている。採択状況を最新の状態に保つ必要があるため、都市および地方自治体はそれぞれの議会の総会で採択された決議のコピーを以下まで送付する必要がある。

- ・ UCLG・世界事務局 (The World Secretariat of United Cities and Local Governments) (電子メール : info@cities-localgovernments.org)

- ・ UCLG・「文化委員会」事務局 (The Secretariat of the Committee on Culture of UCLG) (電子メール : agenda21cultura@bcn.cat)

また、以下にも決議のコピーを送付するのが望ましい。

- ・ あなたの国の都市・自治体協会の事務局長 (Secretary General of the Association of Cities or Municipalities of your country)

- ・ あなたの国の文化担当大臣

あなたの自治体で「文化のためのアジェンダ21」を実施する方法

「文化のためのアジェンダ21」は、文化を発展の支柱に据えるという長期的なビジョンを構築する機会を、あらゆる都市に提供するものである。2006年、UCLGの「文化についてのワーキング・グループ」では「文化のためのアジェンダ21を地方で実施するためのアドバイス」¹という文書が採択された。この文書では、全体的なコンセプトと考え方が示されており、さらに以下に例示されているような具体的な手段が提案されている。

- ・ 地方での文化戦略
- ・ 文化的な権利および責任についての憲章
- ・ 文化評議会
- ・ 文化インパクト評価

「文化のためのアジェンダ21を地方で実施するためのアドバイス」の全文はウェブサイトよりダウンロードできる。

UCLGの「文化委員会」に参加する方法

UCLGの「文化委員会」への登録は、ウェブサイトから入手できるフォーム、ならびに info@cities-localgovernments.org への連絡によって行うことができる。

¹ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 芸術・文化政策センターによる日本語訳あり。

「文化のためのアジェンダ21」の内容

「文化のためのアジェンダ21」は3つの大きなセクションに分かれ、合計で67の項目で構成されている。

「理念」セクション（16項目）では、文化と人権、多様性、持続可能性、参加型民主主義、平和との関係が述べられている。「取り組み」（29項目）では、地方自治体の責任の範囲が中心となっており、文化政策を重視する必要性が詳細に説明されている。「提言」（22項目）のセクションでは、文化の重要性の見直しが主張されており、文化の重要性を政府のさまざまなレベル（地方、州／国）ならびに国際的機関のプログラム、予算および組織構成に反映させることが求められている。

また、「文化のためのアジェンダ21」は、以下のようにテーマ別に要約することができる。

◆文化と人権

- ・文化と人権の発展。「より豊かな知的、感情的、道徳的、精神的生活を達成するための役割を担うものとして、発展の一つの根源をなすもの」としての文化の多様性。
- ・文化的な権利は人権から切り離すことのできないものである。「何人であろうと、文化の多様性を理由に国際法で保証された人権を侵害し、またその範囲を制限してはならない」。
- ・言論の自由を保証するための構造、措置および資源。
- ・都市と連携して、共存状況および生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の改善、あらゆる市民の創造および批評能力の改善に取り組んでいるアーティストの紹介。

◆文化とガバナンス

- ・社会における、文化の新しい、中核的な役割。文化政策の妥当性。
- ・地方の発展の質は、文化政策と他の公共政策との構成によって決まる。
- ・地方のガバナンス：市民、市民社会団体および自治体が共同で担う責任。
- ・文化の評価構造の改善。文化指標のシステム。
- ・ネットワークおよび国際的な協力の重要性。
- ・国家の文化関係の政策およびプログラムへの地方自治体の参画。

◆文化、持続可能性およびその領域

- ・種の多様性が自然にとって不可欠な様に、文化の多様性は人類にとって不可欠である。
- ・文化表現の多様性は豊かさに繋がる。さまざまな起源、それを担う人々および内容を持つ、広範な文化のエコシステムの重要性。
- ・住民同士の関係を主導する基本的原則としての、対話、共存および異文化性。
- ・文化スペースとしての公共スペース。

◆文化と社会的包摂

- ・人生のあらゆる段階で文化に触れる。
- ・ジェンダー、出生、貧しさに対する偏見、あるいは他のあらゆる差別を伴わない、人間

としての尊厳および社会的包摂の基本的要素としての表現力。

- ・オーディエンスの構築と、市民生活の必須要素としての文化参画の奨励。

◆文化と経済

- ・文化の経済的側面の認識。豊かさの実現と経済発展の要因としての文化の重要性。
- ・助成、ベンチャー投資資金、短期融資あるいは優遇税制といった、さまざまな資金源による文化への資金提供。
- ・地方のアイデンティティ、創造的な活動の継続性および雇用の創出への貢献を目的として、文化産業および地方のメディアが果たす戦略的な役割。
- ・文化施設と知識経済組織との関係。
- ・著者およびアーティストの権利を尊重および保証し、正当な報酬を得られるようにする。

ウェブサイト<http://www.agenda21culture.net>では、さまざまな言語への文書の翻訳、論文、出版物、ニュースおよびイベントなどのあらゆるリソースが用意されている。

文化のためのアジェンダ21

都市および地方自治体による、文化の発展のための取り組み

我々、世界の都市および地方の自治体は、人権、文化的多様性、持続可能性、参加型民主主義、平和のための条件確立に尽力しており、2004年、バルセロナ世界文化フォーラムの枠組みにおいて、2004年5月7日と8日の両日にバルセロナで開催された第4回ポルトアレグレ・社会的包摂に関する地方自治体フォーラムに集い、公共の文化政策の指針として、ならびに人間性の文化的発展に貢献するものとして、この「文化のためのアジェンダ21」に同意する。

I. 理念

1. 文化の多様性は、人類の大きな財産である。文化の多様性は、数千年の歴史の産物であり、あらゆる人間がそれぞれの言語、想像力、技術、実践および創造を通じて行なってきた貢献の集大成である。文化はさまざまな形態をとるが、それは社会とその領域との関係を示す力学的なモデルに対応している。文化の多様性は、「より豊かな知的、感情的、道徳的、精神的生活を達成するための役割を担うもの」（文化の多様性に関するユネスコ世界宣言、第3条）であり、都市および社会の現実を変容させる本質的な要素の1つである。
2. 文化と環境保護問題のあいだには、政治的なアナロジーが明確に存在している。それは、文化と環境の両方があらゆる人類の資産であるからだ。現在の経済発展モデルは、天然資源および人類の共有財産を過度に犠牲にすることで成り立っており、環境への懸念を高める原因となっている。1992年のリオデジャネイロ宣言、1994年のオールボー宣言、ならびに2002年のヨハネスブルク宣言は、人類が直面しているもっとも重要な課題の1つである、環境の持続可能性についての解決策を見出すプロセスでの重要な節目となっている。現在の状況は、標準化と排斥を伴うグローバリゼーションによって、世界の文化的多様性が危機に瀕していることを明示するものともなっている。ユネスコは、以下のように述べている。「生物における種の多様性が、自然にとって不可欠であるのと同様に、文化の多様性は、その交流・革新・創造性の源として、人類にとって不可欠なものである」（文化の多様性に関するユネスコ世界宣言、第1条）。

-
3. 地方自治体は、文化的な権利は人権から切り離すことのできないものであると認識しており、世界人権宣言（1948年）、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（1966）および文化の多様性に関するユネスコ世界宣言（2001年）を参考としている。地方自治体は、個人およびコミュニティの文化的自由は民主主義の基本条件であると認識している。何人であろうと、文化の多様性を理由に国際法で保証された人権を侵害し、またその範囲を制限してはならない。
 4. 地方自治体は、人権の保護者および向上推進者としてもっとも重要な世界的機関である。また、地方自治体は、世界の市民の代表であり、民主主義のための国際的な体系および制度を擁護する。地方自治体はネットワークを通じて連携し、実践事例や経験を分かち合い、協力し合いながら行動する。
 5. 文化の発展は、多くの社会的エージェントに依存するものである。良きガバナンスという主要理念には、情報の透明性とともな、文化政策構想、意思決定プロセス、ならびにプログラムおよびプロジェクト評価への市民参画が含まれる。
 6. 平和のための条件確立という不可欠な条件は、文化発展戦略と連携して進展しなければならない。戦争、テロリズム、抑圧および差別は不寛容さの表れであり、これらは非難および根絶されなければならない。
 7. 都市および地方のスペースは、絶えず進化を続ける文化創造が優先的に行われる場所であり、実質的な多様性を生み出す環境である。このようなスペースでは、さまざまに異なる、多様な特性（生まれ、考え方、年齢、ジェンダー、民族グループおよび社会的階級）を持つあらゆるものが出会うことで、豊かな人間社会の発展が実現されるのである。アイデンティティと多様性、個人と集団との対話は、全世界規模での文化的な市民権、ならびに言語的多様性の存続と文化の発展のいずれをも保証するためには、欠かすことのできない手段である。
 8. 都市における共存は、市民、市民社会団体および自治体が共同でその責任を担わなければならない。基本となるものは法律であるが、これは都市における共存を定める唯一の方法ではない。世界人権宣言（第29条）で述べられているように、「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う」のである。

-
9. 有形および無形の文化遺産は、人類の創造性を証明するものであり、人々のアイデンティティの根幹となっている。文化的な生活とは、すべての人々の伝統を評価し、大切にすることができる豊かさと、内発的な文化形態を創生および革新することのできる機会の両方を内包するものである。このような特性は、硬直した文化モデルの押し付けを阻止するのである。
 10. 文化の肯定、ならびに文化に対する認識および文化の存続可能性を支持する政策は、都市とその領域、ならびにそれに関わる人々、経済、政治および社会といった要素の持続可能な発展に不可欠な要因である。公共の文化政策の中心には、現代世界における社会的な要求が据えられる。地方の発展の質は、文化政策と他の公共政策、つまり社会、経済、教育、環境および都市計画の構成によって決まる。
 11. 文化政策は、行政および民間の利益、公共の機能、ならびに文化の制度化を調和させなければならない。文化的資源の唯一の配給者として、過剰な制度化あるいは過剰な市場進出を行なうことは、リスクを内包するものであり、文化システムの動的な発展の足かせとなる。市民が個人として、あるいは社会的な団体および活動として参加する自主的なイニシアティブが、文化的な自由の基本である。
 12. 文化資産の創生および配布をアマチュアのものでもプロのものでも、手工業でも工業生産でも、あるいは個別でも一括でも経済的に正しく評価することは、現代世界においては、束縛から解放する決定的要因ならびに多様性を保証するものとなっており、結果的に文化間の関係性においてそのアイデンティティを確認するという、人々の民主的な権利の獲得を示すものとなっている。文化資産及び文化事業は、文化の多様性に関するユネスコ世界宣言（第8条）に記されているように、「独自性・価値・意味の発信源として特殊なものであり、単なる商品或いは消費財として扱われてはならない」のである。豊かさの創造および経済発展の要因としての文化の重要性を強調することが必要である。
 13. 幼児期から老年期までの人生のあらゆる段階において、文化的および象徴的な物事に触れるのは、感受性、表現力および共存を形成するための、ならびに市民権を確立するための基本的な要素である。各個人の文化的なアイデンティティは動的なものである。
 14. 情報の提供、ならびに市民がその情報を知識へと変容させるのは、文化的な行動である。したがって、表現上、技術上、およびコミュニケーション上の資源に対して平等にアクセスできること、および水平的なネットワークを構築することにより、知識を基盤とする社会が持つ遺産全体が強化され、豊かになるのである。

-
15. 労働は、人類の創造性の主要な要素の1つである。労働の文化的な側面が認識され、掘り下げられなければならない。労働組織、ならびに都市またはその領域に参入する企業は、労働のこのような側面を、人間の尊厳と持続可能な発展を実現するための基本的な要素の1つとして尊重しなければならない。
 16. 公共のスペースは、すべての市民に帰属する、集約的な資産である。いかなる個人またはグループも、それぞれの都市が採択している規定を尊重する限り、これらのスペースを自由に使用する権利を奪うことはできない。

II. 取り組み

17. 幅広い供給を保証するために文化の多様性を育む政策を確立し、あらゆる文化、とりわけマイノリティあるいは保護を受けていない人々の文化のメディアにおける登場を促進し、さらに主導的立場を避けるために共同作業や交流をサポートする。
18. さまざまな手段および措置によって、文化資産及び文化事業の維持および拡張、それら文化資産及び文化事業にアクセスする機会の拡大、市民の創造的能力の向上、言語的多様性に代表される豊かさ、芸術的な資質の養成、新しい形態の表現ならびに新しい芸術言語による実験的手法の模索、ならびに伝統となっているもの同士の新たな関係性および相互作用、および新しい文化運動や芸術的な才能の発見を奨励する文化管理構造の導入をサポート・促進する。地方自治体は、文化のオーディエンスの創生、増加、ならびに市民生活の必須要素として文化参画を奨励することを誓約として表明する。
19. 公共の文化政策の策定、実施および評価への市民の民主的参加を保証する、適切な措置を講ずる。
20. 必要な措置を講ずる方法によって、公的な文化資金を保証する。資金先として特に注目すべきなのは、公共のプログラムおよび事業を通じての直接的な資金提供、助成を通じての民間企業の活動サポート、ならびに短期融資、ベンチャー投資資金などの新しいモデルである。また、文化への投資を行った企業に対する優遇税制を促進する、法的な体系の構築を考慮することもありえる。
21. 言論の自由と共生を実現させるために、地域内に並存している、さまざまな精神的・宗教的な団体の代表者間の対話、ならびにこれら団体と公的機関との対話を行なえる場を設置する。
22. ジェンダー、年齢、民族的出自、身体的・精神的障害、貧しさに対する偏見、あるいは自由の完全行使を妨げる、他のあらゆる種類の差別を伴わない、人間としての尊厳および社会的包摂の基本的要素としての表現を推奨する。排斥に対する闘いは、あらゆる人々の尊厳のための闘いである。
23. 地域固有の文化の継続および発展を促進する。このような文化は、その領域との歴史的および相互的な関係を示すものである。

-
24. 文化的な表現、ならびに移民の文化あるいは本来は他の地域に根付いていた文化への人々の参画を保証する。同時に、地方自治体は、移民が受け入れ先のコミュニティの文化に触れ、参画する手段を提供するための取り組みを行なう。このような相互の側に立った取り組みは、共存と知的プロセスの基礎となるものであり、実際に、このような取り組みは名称こそそれぞれ違うが、それぞれの都市のアイデンティティ構築に貢献しているのである。
 25. 都市の文化的な生活を大幅に変化させる可能性のある行政または民間のイニシアティブを検討する際には必ず、「文化インパクト評価」という形態のものの導入を促進する。
 26. 都市および地域の計画においては必ず文化的なパラメータを考慮し、地域の文化遺産ならびに前の世代からの継承物を保護することを求める法律、ルールおよび規制を策定する。
 27. 都市には公共スペースを設けるようにし、相互対話および共存のための文化的施設として利用できるようなそのようなスペースを育む。公共スペースおよび総合的な設備に対する審美眼を持つことへの関心を高める。
 28. 文化に関する政策と資源を分散化するための対策を導入して、いわゆる周辺部の創造面でのオリジナリティの正当化、社会的に脆弱なセクターへの援助を行い、さらに平等に文化および知識にアクセスできることは全市民の権利であるという原則を守る。このような決定は、中央の責任、とりわけ分散化プロジェクトに資金を提供する責任を回避するという意味ではない。
 29. その領域を共有するさまざまな地方自治体の文化政策の調和を強く促進し、それぞれの自治体のアイデンティティ、全体に対する貢献、ならびに市民への事業提供の効率を尊重して対話を行なう。
 30. 地方のアイデンティティ、創造的な活動の継続性および雇用の創出への貢献を目的として、文化産業および地方のメディアが果たす戦略的な役割を強化する。
 31. プロジェクトおよびローカルまたはグローバルな文化遺産の電子情報の社会化および利用を促進する。あらゆる市民がアクセスできるような文化的な知識をもたらす手段として、情報と通信の技術を利用するのが望ましい。

-
32. 地方の公共メディアの利用、ならびにコミュニティの関心にあわせた公共メディアの開発を目的とする政策を導入し、多元主義、透明性および責任といった原則に対処する。
 33. 言論の自由を保証するための構造、措置および資源を生成する。
 34. 著者およびアーティストの著作権者人格権を尊重および保証し、正当な報酬を得られるようにする。
 35. 我々の社会の問題と対立の発見、共存状況および生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の改善、あらゆる市民の創造および批評能力の改善、ならびにとりわけ重要な、都市の課題の解決に寄与するための協力を通じて、都市およびその領域と連携した取り組みを行なっているクリエイターおよびアーティストを招聘する。
 36. 読書と本の普及を奨励するため、ならびにあらゆる市民が世界および地方の文学作品にアクセスできるようにするための政策および投資を確立する。
 37. 独自の文化を公的および総体的に育み、都市のあらゆるセクターが、ライブショーや映画、祭りといった、友好性を重視する表現のあらゆる形態と連携するようにする。
 38. 文化政策と教育政策を調和させ、創造性と感受性、ならびにその領域内の文化的表現と教育制度の連携を促進する。
 39. 障害を持つ人々が文化資産及び文化事業を享受できるように保証し、文化的な事業および活動にアクセスする機会を拡大する。
 40. 文化施設と、大学や研究センター、調査企業といった、知的活動を行う他の団体との関係構築を促進する。
 41. すべての市民のあいだで科学的あるいは技術的な文化の人気の高まることを目指したプログラム、とりわけ一般の関心の高い、新しい科学知識の応用によってもたらされた倫理的、社会的、経済的および政治的な事例を考慮したプログラムを促進する。
 42. 保存、登録、目録作成などによって文化遺産を保護するために、ならびに展示会、博物館出品あるいは巡回といった活動を通じて文化遺産の促進および普及のために、法的措置を確立し、実施する。

-
43. 地方／地域の公的な領域で、独自のイニシアティブとして、あるいは公共および民間の組織の協力を得て生み出された地方の遺産を記録した文書の保護、価格維持、普及を行い、そのような目的のための自治体および地域のシステム構築を奨励する。
 44. 世界のあらゆる場所で、すべての市民が文化遺産を自由に調査することを奨励する。そのセクターの専門家たちと関係を築き、訪問した場所およびその領域の文化と慣習を尊重する、さまざまな形態の観光の実現を促進する。
 45. 相互依存の原則にもとづき、多面的なプロセスを深化させる政策を策定し、導入する。国際的な文化協力は、アーティストおよび文化従事者の自由な流動を促進する地域支援団体にとって必要不可欠である。アーティストおよび文化従事者の自由な流動については、植民地主義がもたらした不均衡を克服した人々の対話ならびに複数地域の融合を実現させるために不可欠な貢献として、南北の境界を越えるような活動がとりわけ推奨される。

III. 提言

地方自治体に対して

46. あらゆる地方自治体には、本文書を立法機関に提出して承認を受け、地方の社会と広範な討議を行なうことを推奨する。
47. 地方自治体の政策における文化の中心地を定め、一般参画と戦略的な計画のプロセスと密接に関連しながら、それぞれの都市あるいはその領域での「文化のためのアジェンダ21」の草稿作成を促進する。
48. 文化管理の構造について、他の制度層と協約を結ぶように提案し、相互補完の理念をたえず尊重するようにする。
49. 2006年までに、監視および比較可能性を推進する方法を含め、この「文化のためのアジェンダ21」の発展をサポートする文化的な指標の体系に関する提案を実施する。

州および国家の政府に対して

50. 文化領域への公的関与を行なうための措置を定める。その際に、市民の文化に対するニーズ、現在の文化のプログラムおよび資源に欠けている点、ならびに予算配分の権限を譲渡することの重要性に留意する。さらに、国家予算の少なくとも1%を文化のために配分するように努力することが必要である。
51. 文化領域への資金提供を行なうための新しい法律、ルールおよび制度を作るために、地方自治体と協議および協定を行う構造を、直接的に、あるいは自身のネットワークおよび同盟を通じて確立する。
52. 文化の自由な発展および平等な条件下で行われる文化資産及び文化事業の交流を制約するような通商協定を回避する。
53. 文化およびコミュニケーションを取り扱う業界の集中化を避け、生産分野を中心として地方および地域の代表機関およびエージェントとの協力関係を促進する、法的規定を承認する。

-
54. 我々の領域内で展示されている文化財の起源が適切に言及されていることを保証し、本来は他の人々の歴史的遺産である資産の不法な売買を防止する対策を採択する。
55. 州または国家レベルで、文化の多様性に関する国際的な協定、とくに2001年11月の第31回国連総会で承認された文化の多様性に関するユネスコ世界宣言、ならびにストックホルムでの政府間会議（1998年）で合意された開発のための文化政策に関する行動計画（Plan of Action on Cultural Policies for Development）を履行する。

国際的組織に対して

都市の組織

56. UCLGに対して：この「文化のためのアジェンダ21」を、組織の文化プログラムの参考文書として採択し、さらに採択後にはプロセスのコーディネーターとしての役割を引き受ける。
57. 都市および地方自治体の大陸規模のネットワーク（とくに、この「アジェンダ21」を促進している、インターローカル（Interlocal）²、ユーロシティーズ（Eurocities）³、シグマ（Sigma）⁴、またはメルコスール（Mercociudades）⁵といったネットワーク）に対して：それぞれの技術的な行動および政策に関するプログラムにおいて、この文書の検討を行なう。

国連のプログラムおよびエージェンシーに対して

58. ユネスコに対して：この「文化のためのアジェンダ21」を、国際的な法的措置、あるいは2005年に予定されている文化の多様性に関する会議（Convention on Cultural Diversity）への準備作業における参考文献として認識する。

² インターローカル（Interlocal）は、中南米における諸都市のネットワーク。
<http://www.diba.es/interlocal/index.htm>

³ ユーロシティーズ（Eurocities）は、1986年に設立されたヨーロッパの主要都市のネットワークで、2007年現在は30ヶ国・130都市（自治体）が参加。
<http://www.eurocities.eu/main.php>

⁴ シグマ（Sigma）は、EUにおける地方自治体のネットワーク。1999年にスペイン、フランス、イタリア、ベルギー、イギリス、ドイツの6ヶ国で設立、2007年現在はノルウェーとルーマニアも参加。
<http://www.sigmacp.org/index.htm>

⁵メルコスール（スペイン語；Mercosur；Mercado Común del Sur、ポルトガル語；Mercosul；Mercado Comum do Sul）は、1995年に設立された南アメリカ諸国の関税同盟。
<http://www.mercosur.int/msweb/>

-
59. ユネスコに対して：共存、民主主義および参画といった側面を中心に、文化の多様性という理念が適用されている領域として都市を認識する。さらに、地方自治体が文化の多様性に関するプログラムに参画するための方法を確立する。
 60. 国連開発計画（UNDP）に対して：文化および開発に対する分析を深め、文化に関する指標を人間開発指数（HDI）に組み入れる。
 61. 経済社会局、アジェンダ21の監視の責任を負っている持続可能な発展に関するセクション（Sustainable Development Section）に対して：この「文化のためのアジェンダ21」の理念および誓約に従い、持続可能性の文化的な側面を発展させる。
 62. 国連人間居住計画（HABITAT）に対して：この文書を、都市政策における文化的側面の重要性を確立するための基礎とみなす。
 63. 国連・経済的、社会的および文化的権利に関する委員会（United Nations Committee on Economic, Social and Cultural Rights）に対して：文化的な権利と他の人権との関係を分析する際には、都市部の状況を考慮する。

政府間および超国家的組織

64. 世界貿易機関に対して：交渉会議の場から文化資産及び文化事業を除外する。文化資産及び文化事業の交流の基盤となるものは、2005年に予定されている文化の多様性に関する会議のような、新しい国際的な法的措置において確立されなければならない。
65. 大陸規模の組織（欧州連合、メルコスール、アフリカ連合、東南アジア諸国連合）に対して：文化をこれらの組織体系の柱として組み入れる。国家の能力および補完性原理を尊重するためには、文化、多様性、参画、民主主義およびネットワーク構築への正当な公的関与を行なうという原則にもとづいた、大陸規模の文化政策が必要である。

-
66. 文化的親近感の原則にもとづいて設立された多国間の組織（たとえば、欧州評議会、アラブ連盟、The Organization of Ibero-American States（イベロアメリカ語連合（仮訳））⁶、国際フランス語圏機関、イギリス連邦、ポルトガル語諸国共同体、The Latin Union（ロマンス諸語連合（仮訳））⁷）に対して：文明間での理解を深めるための対話および共同プロジェクト、および相互知識ならびに平和の基礎である信頼の創出を促進する。
67. 文化政策のための国際ネットワーク（国家および文化担当大臣）および文化の多様性のための国際ネットワーク（アーティストの団体）に対して：都市を文化の多様性の基本的な領域と考えて、地方自治体を自身の作品に参加させるための構造を確立し、さらにこの「文化のためのアジェンダ21」で定められている理念を行動計画に組み込む。

2004年5月8日、バルセロナ

⁶ ポルトガル語またはスペイン語を話す人々のための、アメリカ大陸、ヨーロッパ、およびアフリカの赤道ギニアを包括する国際機関。<http://www.oei.es/>

⁷ ロマンス諸語（ラテン語を源とする諸言語、フランス語・イタリア語・スペイン語・ポルトガル語・ルーマニア語等）を使用する国の国際機関。団体としては1983年に設立され、現在の加盟国は37ヶ国。
<http://www.unilat.org/SG/index.es.asp>

Committee on culture – United Cities and Local Governments – UCLG
Commission de culture – Cités et Gouvernements Locaux Unis – CGLU
Comisión de cultura – Ciudades y Gobiernos Locales Unidos – CGLU
UCLG (都市・自治体連合)

The Agenda 21 for culture is available in English, French, Spanish, Arabic, Bulgarian, Catalan, Galician, German, Italian, Japanese, Portuguese and Turkish. Committed to cultural and linguistic diversity, the Committee on culture encourages its translation into more languages.

L'Agenda 21 de la culture est disponible en anglais, français, espagnol, allemand, arabe, bulgare, catalan, galicien, italien, japonais, portugais et turc. Engagée à la diversité culturelle et linguistique, la Commission de culture encourage sa traduction dans d'autres langues.

La Agenda 21 de la cultura está disponible en inglés, francés, español, alemán, árabe, búlgaro, catalán, gallego, italiano, japonés, portugués y turco. Comprometida con la diversidad cultural y lingüística, la Comisión de cultura anima a su traducción a otras lenguas.

「文化のためのアジェンダ21」は、英語、フランス語、スペイン語、カタロニア語、ガリシア語、ドイツ語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、トルコ語に翻訳されている。文化および言語的多様性に取り組んでいる文化に関するワーキング・グループでは、本文書のより多くの言語への翻訳を推奨している。

都市・自治体連合
(United Cities and Local Governments)

carrer Avinyó, 15
E-08002 Barcelona
Espanya

電話 : +34 93 342 87 50
ファクシミリ : +34 93 342 87 60
info@cities-localgovernments.org

バルセロナ市役所
(Ajuntament de Barcelona)

文化局 (Institut de Cultura)
Palau de la Virreina - la Rambla 99
E-08002 Barcelona
Espanya

電話 : +34 933 161 000
ファクシミリ : +34 933 161 020
agenda21cultura@bcn.cat

www.agenda21culture.net



United Cities and Local Governments
Cités et Gouvernements Locaux Unis
Ciudades y Gobiernos Locales Unidos



Ajuntament de Barcelona
Institut de Cultura